富田林市こどもの権利条例素案に関する意見一覧と対応についてver4

資料3

No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
1	意見シート	前文	前文	前文においての「こども」「大人」と表記されていますが、「こども」に対して「おとな」とひらがな表記する方が良いのではないでしょうか？こどもの表記も「子供」→「子ども」→「こども」というように意味合いから変化してきました。「大人」にはいくつかの読み方があり、「体の大きい人」「徳の高い人」「おとなしい」「立派な人」というような意味もあり、「大人」という漢字表記にはこどもより上という意識やの意味合いも含まれています。 人権を考える上では表記も大切に意識できればと思います。	（大人へのメッセージ） 大人のみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。 私たちは、幸せにすごすために、大人のみなさんにこのようなことを約束してほしいです。	（おとなへのメッセージ） おとなのみなさん、私たちこどもをいつも見守ってくれてありがとう。 私たちは、幸せにすごすために、おとなのみなさんにこのようなことを約束してほしいです。	ご指摘の通り、前文の「大人」を「おとな」に修正しました。
2	意見シート	第1章	用語の定義	（４）育ち学ぶ施設、を（４）育ち学ぶ施設等に変更し、（３）市民等のウ「育ち学ぶ活動を行う団体等」を削除し、Ｐ７のウの例示における「ＮＰＯ法人など市民活動団体、自治会」以外の団体は、（４）育ち学ぶ施設等、が含むものとし、「育ち学ぶ施設等」の例示に移動させることが適切と考えます。 　またその際、（４）育ち学ぶ施設等、の定義でも「施設」は「施設等」に変更することとなります。こどもが育ち、学び、活動するための施設の運営や事業を主として行っていないＮＰＯ法人や市民活動団体、自治会については（３）市民等のエ（ウを削除した後はウ）に含むことが適切と考えます。 　Ｐ７の「育ち学ぶ施設」の定義「公立・私立を含む市内すべてのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設」は、権利主体であるこども主体の規定であり、このままで良いと考えます。そうすると、ウの例示における「子ども食堂、地域のスポーツクラブやスイミングスクール、塾や家庭教師などこどもの習い事教室」等の「育ち学ぶ活動を行う団体等」は、「育ち学ぶ施設」に含まれるものと理解することが適切と考えます。またそうしなければ、現在の定義では、「育ち学ぶ活動を行う団体等」と「育ち学ぶ施設」との間の線引きが不明確で、恣意的な線引きと思われる危険があり、現時点で修正すべきと考えます。	（用語の定義） (3)市民等　次に掲げる者をいいます。 ア　市内に居住し、通学または通勤する者 イ　市内で事業を営む個人、法人または団体（以下「事業者」といいます。） ウ　市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人または団体（以下「育ち学ぶ活動を行う団体等」といいます。） エ　市内で活動を行う個人、法人または団体 (4)育ち学ぶ施設　市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。 （市民等の役割） 第8条３　育ち学ぶ活動を行う団体等は、市、保護者および育ち学ぶ施設と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進するよう努めます。	（用語の定義） (3)市民等　次に掲げる者をいいます。 ア　市内に居住し、通学し、または通勤する者 イ　市内で事業を営む個人、法人または団体（以下「事業者」といいます。） ウ　市内で活動を行う個人、法人または団体 (4)育ち学ぶ施設等　市内にある保育所、幼稚園、認定こども園、学校その他のこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設を運営し、または市内でこどもが育ち、学ぶための活動を行う個人、法人もしくは団体をいいます。	ご指摘を受けて、修正しました。育ち学活動を行う団体等を削除し、育ち学ぶ施設等に統合しました。 以降の条文も同様に文言を修正し、第8条3項を削除しました。
2	意見シート	第1章	用語の定義	通信教育などオンラインで活動する団体はどこに含まれるのか？			育ち学ぶ施設等に含まれます。解説（P7）に追加しました。
3	意見シート	第2章	こどもの権利	第４条（１）どのような理由でも差別されない権利における事由の例示において、先のこども達のアンケート結果、特に「性別を答えたくないこども」たちの回答結果をふまえて、性別の後に、「性自認、性的指向、」を挿入してください。			ご指摘の通り、解説（P9）に追加しました。
4	意見シート	第2章	こどもの権利	第４条（３）必要な支援を受ける権利の【解説】に、障がい児に対する「合理的配慮」も加えていただければと思います。			ご指摘の通り、解説（P10）に追加しました。
5	意見シート	第3章	責務および役割	「第５条第３項とその解説」において、こどもの権利侵害の例示として「いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等」が挙げられていることは不可欠であり賛成です。 同時に、他のさまざまな権利侵害を「等」として表現することは、他の権利侵害は例示した事由と同等ではない、もしくは権利擁護委員会に相談できる権利侵害は具体的に例示した事由と誤解される余地があると考えます。 本条例案ではまだ「等」の表記が残っていますので、「等の」を「その他」に変更し、「いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取その他あらゆるこどもの権利侵害」とすることを提案します。	３　すべての人は、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取等のあらゆるこどもの権利侵害（以下「こどもの権利侵害」という。）を行ってはいけません。	３　すべての人は、こどもに、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導、性暴力、経済的搾取その他あらゆるこどもの権利侵害（以下「こどもの権利侵害」といいます。）を行ってはいけません。	ご指摘の通り、修正しました。
6	意見シート	第3章	責務および役割	市の責務を規定する第６条各項の最後の文言が、「します。」と「行います。」となっていることに、強い違和感があります。こども基本法第５条（地方公共団体の責務）の最後は「責務を有する。」、児童福祉法第一節（国及び地方公共団体の責務）では、「しなければならない。」という文言になっていて、地方公共団体の責任と義務がより明確だと思います。 今回いただいた「意見一覧と対応についてVer3」のNo.28における対応方針「市職員については、市民等に含まれるため」にも違和感があります。これが、市や市職員の皆さんの責任と義務の認識についての弱さと結びついているのではないかとの懸念を覚えます。公権力の行使にも係わる公務員と一般市民を同列に扱うことはおかしいと思いますし、地方公務員法における職員の法令、条例等の遵守義務規定の存在もふまえる必要があると思います。 　市の責務を規定する本第６条においては、こども基本法及び児童福祉法の文言に従って、各項の最後の文言は、（育ち学ぶ施設の役割）第９条でも使用している「します。」ではなく、市の責務がより明確な「する責務を有します。」もしくは「しなければなりません。」とすることが適切と考えます。	第６条　市は、こどもに関する施策を総合的に実施し、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等と協力および連携し、こどもの権利を保障するまちづくりを推進します。 ２　市は、関係機関と協力し、こどもの権利侵害を防止および救済します。 ３　市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。		条例全体の文体統一の観点から、現在の表記を維持することが適切と考えており、原案のとおりとさせていただきます。
7	意見シート	第3章	責務および役割	第７条（保護者の役割）３，４の「努めます」の文字が、一部の保護者を除くすでに精いっぱい頑張っている一般の保護者にとって心理的負担になるように感じました。２で「努めます」を外したのであれば、同様に”努力しなきゃ、ではなく、子育てを楽しむ視点”も残した表現が良いなと思います。例えば「３保護者は、こどもが安心して暮らすことのできる環境をこどもと共に育んでいきます」など。何か良い表現があればご検討いただけると幸いです。	第7条　３　保護者は、こどもが安心して暮らすことのできる環境の確保に努めます。 ４　保護者は、市が実施するこどもの権利を保障するまちづくりの推進について協力するよう努めます。	第7条　３　保護者は、こどもが安心して生きられる環境をこどもとともに育んでいきます。 ４　保護者は、市、市民等および育ち学ぶ施設等と連携し、こどもの権利を保障するまちづくりの推進に協力します。	ご指摘を受けて、修正しました。
8	意見シート	第3章	責務および役割	（保護者の役割）第７条の解説ですが、第１項の解説に民法、教育基本法、児童福祉法、次世代育成支援対策推進法だけが引用されていますが、子どもの権利条約とこども基本法が引用されていないことに違和感があります。民法の前に、子どもの権利条約、こども基本法、児童福祉法を置いた方が、第１項の後半部「こどもの権利を理解し、尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えます。」の解説につながると思います。ちなみに、子どもの権利条約とこども基本法もこどもの養育についての保護者の第一義的責任については、保護者への支援とともにふれているので問題は無いと考えます。			ご指摘の通り、解説（P15）に追加しました。
9	意見シート	第4章	こどもの権利の周知および啓発	第10条2項と4項に、市職員を追加すべき、	２　市は、こども、保護者、市民等および育ち学ぶ施設が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。 ４　市は、保護者、市民等および育ち学ぶ施設が、こどもの権利を知る多様な機会を設けます。	２　市は、こども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約およびこの条例の積極的な周知および啓発を行います。 ４　市は、保護者、市民等、育ち学ぶ施設等および市の職員が、こどもの権利を知る多様な機会を設けます。	ご指摘のを受けて、市の職員を追加しました。

No.	区分	章	内容	意見詳細	修正前	修正後	対応方針
10	意見シート	第4章	こどもの意見表明および参加	12条5項こどもの意見等を聴き →こども「に」意見等を聴き	5　市は、こどもに関する施策の立案、実施結果の評価等を行うときは、こどもの意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。	5　市は、こどもに関する施策の立案、実施結果の評価等を行うときは、こどもに意見等を聴き、こどもが意見等を表明し、または参加できる機会を設けます。	ご指摘を受けて、修正しました。 合わせて、共通の責務　第5条第2項、第14条第6項(1)も修正しました。
11	意見シート	第4章	こどもの意見表明および参加	第１２条の【解説】こどもたちが普段過ごす居場所に「家庭」を加えていただきたいです			ご指摘の通り、解説（P21）に追加しました。
12	意見シート	第5章	こどもの権利擁護および救済	14条関係 2項・6項・11項・12項 事務→職務 ◯権利擁護委員が担当する内容の定め方としては、そもそもが「決められたことだけ淡々と行う」ところではありませんので、所掌すら「事務」を限定列挙するという定め方よりも「1項の職責に基づいて遂行する職務内容はこれ」（2項）という定め方の方が、しっくりきます。	2　擁護委員会は、第３条に基づき、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる事務を行います。 4　(2)第２項に掲げる事務の遂行について、利害関係がないこと。 6　委員は、事務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。 (2)関係機関および関係者と連携を図り事務の円滑な遂行に努めること。 １１　市は、擁護委員会の事務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。 １２　保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、擁護委員会の事務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。	2　擁護委員会は、第３条に基づき、こどもの権利の擁護、侵害の防止および侵害に対する救済について、次に掲げる職務を行います。 4　(2)第２項に掲げる職務の遂行について、利害関係がないこと。 6　委員は、職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。 (2)関係機関および関係者と連携を図り職務の円滑な遂行に努めること １１　市は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力しなければなりません。 １２　保護者、市民等および育ち学ぶ施設等は、擁護委員会の職務の遂行について、積極的に協力するよう努めます。	ご指摘の通り、修正しました。
13	意見シート	第5章	こどもの権利擁護および救済	14条関係　7項～9項　である調→ですます調に	7　擁護委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 8　委員長は、会務を総理し、擁護委員会を代表する。 9　委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。	7　擁護委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。 8　委員長は、会務を総理し、擁護委員会を代表します。 9　委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理します。	ご指摘を受けて、修正しました。
14	意見シート	第5章	こどもの権利擁護および救済	13項 市は、擁護委員会から「第2項(3)又は(4)に基づく勧告等」を受けた場合は、 ◯原案ですと、2項(3)の要請や(4)で述べられた意見が入るかどうかが不分明なので、それら全てを含む表現でお願いしたいです。 （前回の私の意見で「または意見表明」を加えて下さったのに、更なる追加、すみません）	１３　市は、擁護委員会から勧告または意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。	１３　市は、擁護委員会から第２項第３号または第４号の規定による勧告等を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとります。	ご指摘の通り、修正しました。
15	意見シート	その他	その他	次回の「意見一覧と対応についてVer4」からは、庁内意見については、表内区分に「庁内意見」と表記してほしいです。現在は、「事務局修正」と表記されている項目に含まれているのだと思いますが、条例案の修正という重要な案件について、より透明性の高い情報提供をお願いします。出された庁内意見が一体何であるのかが分からないまま修正されることは不本意です。			ご指摘を受けて、別紙（当日資料）で提供します。